

2023 年度租税措置の承認

2022 年 12 月 9 日付租税法改正により、租税措置の変更が行われました。その概要をご報告いたします。

1. エネルギー・環境関係

- (ア)生産から 3 年未満かつ排気量が 2500 c m³以下のハイブリッド車輸入及び販売に係る付加価値税 (VAT) の免税を 1 年延長 (2025 年 12 月 31 日まで)。
- (イ)年間 3 百万トン以上の製油能力を持つ製油所の改修のために輸入した資機材に係る付加価値税 (VAT) の免税を 2 年延長 (2024 年 12 月 31 日まで)。
- (ウ)アゼルエナジーによるアゼルバイジャン火力発電所の改修のために輸入した資機材に係る付加価値税 (VAT) を 2025 年 12 月 31 年まで免税。
- (エ)個人が再生可能エネルギーにより発電した 150kVT 未満の売電により生じた利益に対する所得税を免税。

2. 農業関係

- (ア)農産物の生産及びその販売に係る免税措置
 - ① 個人が農産物を生産し、その販売から得た所得に対する所得税を免税。
 - ② 農産物の生産を行う法人が、その生産された農産物の販売とは関係のない事業から得た所得に対する所得税を免税 (注: 農産物を生産し、その販売を行う法人に係る簡易税及び付加価値税 (VAT) について、2023 年 12 月 31 日まで免税対象)。
 - ③ 配当を受け取った際、その配当所得に対する所得税を免税 (2023 年 12 月 31 日まで)。
- (イ)2023 年 3 月末までに首相府が公表予定のリストに記載される品目のうち、国内で生産される品目については、当該リストの公表から 7 年間、以下の措置を適用。
 - ① 法人税及び所得税の 50%を減免。
 - ② 法人及び個人が上記リストに掲載される品目を生産するための建物や設備等に対する財産税、土地に対する固定資産税を免税。

3. 解放地域関係

- (ア)解放地域で事業活動を行い且つ当該地域において納税者登録をしている法人及び個人 (以下、当該事業者) については、以下の税制優遇が受けられる (ただし、金融、車両に

よる貨物の運搬サービス、解放地域外へのサービス提供等については対象外)。

- ① 所得税、法人税、財産税、土地税、簡易税、輸入品のうち 2023 年 3 月末までに首相府が公表予定のリストに記載される製品については 2032 年 12 月 31 日まで付加価値税を免税。
- ② 当該事業者に出資する者が配当金を受け取った際、その配当金に対する所得税が 2033 年 12 月 31 日まで免税。

(イ)解放地域において宿泊サービスを利用する個人は、キャッシュレス決済の場合は付加価値税の 30%、現金決済の場合は同 5%をそれぞれ還元。

4. 国営企業民営化関係

2023 年 1 月 1 日以降に民営化が決定した国営企業に対し、民営化手続き中に限り、財産税及び土地に対する固定資産税を最長 3 年間免税。

(以上)